

〔解説〕

1) 適切。

60 歳以上の企業型年金加入者が当該企業型年金の実施事業所を退職した場合、その翌日に加入者の資格を喪失し、当該企業型年金の運用指図者となります。

2) 不適切。

60 歳に達する前に、企業型年金規約により定められている加入者の資格を喪失した場合、当該企業型年金の運用指図者とはなりません。この場合、個人型年金の加入者または個人型年金の運用指図者となります。

3) 適切。

一定の年齢により加入者の資格を定める場合、当該一定の年齢に到達した日に加入者の資格を喪失し、当該企業型年金の運用指図者となります。

4) 適切。

企業型年金加入者であった者が当該企業型年金の年金たる障害給付金の受給権を有している場合、60 歳未満であっても当該企業型年金の運用指図者となります。

企業型年金の運用指図者となるのは、

- ① 60 歳以上の企業型年金加入者であって、当該企業型年金の資格を喪失（死亡したとき、使用される事業所又は船舶が実施事業所でなくなったときを除く）したもの（当該企業型年金に個人別管理資産がある者に限る）
- ② 企業型年金の企業型年金加入者であった者であって、当該企業型年金の年金たる障害給付金の受給権を有するもの

です（確定拠出年金法第 11 条、15 条第 1 項 1 号、2 項）。

なお、企業型年金加入者であった者が当該企業型年金の年金たる障害給付金の受給権を有している場合、60 歳未満であっても障害給付金の支給を請求することも可能です（確定拠出年金法第 37 条）。